

「都道首都高速1号線等に関する事業」別紙－30 料金の額及びその徴収期間の一部について  
下記のとおり変更しました。

### 記

#### 料金の額及びその徴収期間 別添2中

「

都道首都高速1号線

本町

を

本町  
(ETC)

に、

「

「

都道首都高速1号線

都道首都高速1号線

銀座

を

銀座  
(ETC、外回り  
に限る。)

に、

「

「

都道首都高速1号線

都道首都高速1号線

羽田

を

羽田  
(ETC)

に、

「

「

都道首都高速3号線

都道首都高速3号線

渋谷

を

渋谷  
(ETC)

に、

「

「

都道首都高速4号線

都道首都高速4号線

外苑

を

外苑  
(ETC)

に、

「

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

東池袋

を

「

「

都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線

東池袋  
(ETC)

に、

「都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

箱崎JCT・箱崎・  
浜町(ETC)・  
清洲橋

」を

「都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

箱崎JCT・  
箱崎(ETC)・  
浜町(ETC)・  
清洲橋

に、

「都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

八潮南

」を

「都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線

八潮南  
(ETC)

に、

「都道首都高速9号線

都道首都高速9号線

箱崎JCT・箱崎・  
浜町(ETC)・  
清洲橋

」を

箱崎JCT・  
箱崎(ETC)・  
浜町(ETC)・  
清洲橋

に、

「都道首都高速9号線

都道首都高速9号線

塩浜

」を

塩浜  
(ETC)

に、

「都道首都高速11号線

都道首都高速11号線

台場

」を

台場  
(ETC)

に、

「都道首都高速葛飾江戸川線

都道首都高速葛飾江戸川線

平井大橋

」を

平井大橋  
(ETC)

に、

「神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

葛西

」を

葛西  
(ETC)

に、

「

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

浦安

」を

「

神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

浦安  
(E T C)

」に、

「

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

新郷

」を

「

都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線

新郷  
(E T C)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

みなとみらい

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

みなとみらい  
(E T C)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

東神奈川

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

東神奈川  
(E T C)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

子安

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

子安  
(E T C)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

生麦

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

生麦  
(ETC)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

汐入

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

汐入  
(ETC)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

浅田

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

浅田  
(ETC)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

浜川崎

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

浜川崎  
(ETC)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

大師JCT・  
大師

」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

大師JCT・  
大師(ETC)

」に、

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

羽田」を

「

神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

羽田  
(ETC)」に、

「

神奈川県道高速湾岸線

神奈川県道高速湾岸線

杉田」を 杉田  
(ETC)」に、

「

神奈川県道高速湾岸線

神奈川県道高速湾岸線

大黒JCT・  
大黒ふ頭」を 大黒JCT・  
大黒ふ頭  
(ETC)」に、

「

横浜市道高速1号線

横浜市道高速1号線

横浜駅西口」を 横浜駅西口  
(ETC)」に、

「

横浜市道高速2号線

横浜市道高速2号線

阪東橋」を 阪東橋  
(ETC)」に、

「

横浜市道高速2号線

横浜市道高速2号線

花之木」を 花之木  
(ETC)」に、

「

横浜市道高速湾岸線

横浜市道高速湾岸線

大黒JCT・  
大黒ふ頭」を 大黒JCT・  
大黒ふ頭  
(ETC)」に、

「

横浜市道高速横浜環状北線

横浜市道高速横浜環状北線

岸谷生麦」を 岸谷生麦  
(ETC)」に、

「

川崎市道高速縦貫線

大師JCT・  
大師

を

「

川崎市道高速縦貫線

大師JCT・  
大師(ETC)

に、

「

埼玉県道高速さいたま戸田線

新都心西

を

埼玉県道高速さいたま戸田線

新都心西  
(ETC)

に変更し、

料金の額及びその徴収期間 別添 3 中

「本町 (上野方向へ進行する入口に限る。)」を「本町 (ETC) (上野方向へ進行する入口に限る。)」に、

「外苑 (代々木方向へ進行する入口に限る。)」を「外苑 (ETC) (代々木方向へ進行する入口に限る。)」に、

「葛西 (浦安方向へ進行する入口に限る。)」を「葛西 (ETC) (浦安方向へ進行する入口に限る。)」に、

「杉田 (幸浦方向へ進行する入口に限る。)」を「杉田 (ETC) (幸浦方向へ進行する入口に限る。)」に、

「新郷 (安行方向へ進行する入口に限る。)」を「新郷 (ETC) (安行方向へ進行する入口に限る。)」に、

「八潮南 (八潮方向へ進行する入口に限る。)」を「八潮南 (ETC) (八潮方向へ進行する入口に限る。)」に、

「新都心西 (新都心方向へ進行する入口に限る。)」を「新都心西 (ETC) (新都心方向へ進行する入口に限る。)」に、

「浦安 (千鳥町方向へ進行する入口に限る。)」を「浦安 (ETC) (千鳥町方向へ進行する入口に限る。)」に、

「阪東橋 (入口に限る。)」を「阪東橋 (ETC) (入口に限る。)」に、

「岸谷生麦 (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)」を「岸谷生麦 (ETC) (横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。)」に変更する。

## 2 実施する期日

本届出に係る変更は、令和8年3月1日以降の会社が別に定める日から実施する。